

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	森林法関連事務			事業コード	1945
所属コード	154000	課等名	産業振興課	係名	畜産林業グループ
課長名	畠山栄幸	担当者名	吉田麻莉	内線番号	255
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名 (H26)				
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 11 年度
根拠法令等 (H26)	森林法第 10 条			

(2) 事務事業の概要

伐採届の審査と現地指導により森林の適正利用に努める。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

森林法の改定により，平成 11 年度から市町村が伐採届事務を行うこととなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

戦後の人口造林した森林が伐採時期を迎えるなか，環境等の観点からも伐採を含めた森林整備の重要性が高まっている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

玉山区内の民有林。ただし保安林及び県立自然公園区域を除く。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 民有林面積(玉山区)	ha	20,590	20,590	20,590	20,590	20,590
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

伐採届を審査し，森林整備計画に合致するものは適合通知書を出し，適合しない場合は指導または受理のみ。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 伐採届審査件数	件	45	44	41	-	60
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

若齢林の伐採を抑制し，さらに森林の乱開発を防止し，適正な伐採による林業振興を進め，国土保全を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 伐採届審査件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	45	44	41	-	60
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①	千円	0	0	0	0	0
	②	千円	0	0	0	0	0
	③ 方債	千円	0	0	0	0	0
	④ 般財源	千円	0	0	0	0	0
	⑤ その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	200	200	200	200	200
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	800	800	800	800	800
計	トータルコスト A+B	千円	800	800	800	800	800
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

適正な伐採・開発指導が林業振興及び環境保全に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

保安林を除く全ての民有林が対象となっている。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり、廃止できない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

保安林及び県立自然公園区域内での伐採状況の把握が困難であり、振興局（林務部及び環境部）との連携の改善が求められる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費はなく、最低限の人員で事務を実施している。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	農林業の振興	コード	21
	小施策（推進項目）	生産基盤の整備	コード	21-2

(2) 改革改善の方向性

保安林及び県立自然公園区域内での伐採情報の提供方法の改善を図る。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であることから，森林法等の法令に基づき，森林の保全と開発指導等を引き続き実施してまいりたい。